

上越市不妊不育治療費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不妊治療又は不育治療（以下「不妊不育治療」という。）を受ける市民の経済的負担の軽減を図るため、不妊不育治療に要する費用の一部について、予算の範囲内で交付する助成金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊治療 妊娠を可能とするために主治医が必要と認める治療をいう。
- (2) 生殖補助医療 不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（凍結胚移植を含む。）並びに精巣内精子採取術をいう。
- (3) 先進医療 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成20年3月27日厚生労働省告示第129号）第二に掲げる先進医療をいう。
- (4) 一般不妊治療 前2号に掲げるものを除く不妊治療をいう。
- (5) 不育治療 不育症と診断された人に対し、医療機関が行う不育症の治療をいう。
- (6) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - ウ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - オ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 医療費 医療保険各法に規定する療養又は医療に要した費用（健康保険法第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定した額）及び医療保険各法に規定する指定訪問看護に要した費用（健康保険法第88条第4項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定した額）をいう。
- (8) 自己負担額 医療費から医療保険各法に規定する保険給付及び法令等により国又は地方公共団体が負担する額を控除した額をいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、市内に住所を有する期間に不妊不育治療を受けた人とする。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、別表第1左欄に掲げる不妊不育治療の区分に応じ、同表の右欄に定める助成対象経費とする。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、助成対象経費に別表第2左欄に掲げる不妊不育治療の区分に応じ、同表中欄に定める助成率を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。

2 助成金の交付は、別表第2左欄に掲げる不妊不育治療の区分に応じ、同表の右欄に定める回数を限度とする。

(交付申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする人は、規則第2条及び第8条第1項の規定にかかわらず、上越市不妊不育治療費助成金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 上越市不妊不育治療費助成金受診等証明書(第2号様式)

(2) 医療機関が発行した領収書及び診療明細書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、別表第1左欄に掲げる不妊不育治療の区分ごとに、上越市不妊不育治療費助成金受診等証明書(第2号様式)に記載された治療に要した期間の末日から起算して1年以内に行わなければならない。

(交付決定通知)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、規則第5条及び第9条の規定にかかわらず、上越市不妊不育治療費助成金/交付/決定/却下/通知書(第3号様式)により、通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の上越市不妊治療費助成金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に行われる不妊治療に係る助成金の交付について適用し、同日前に行われた不妊治療に係る助成金

の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の上越市不妊治療費助成金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に行われる不妊治療に係る助成金の交付について適用し、同日前に行われた不妊治療に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年8月31日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の規定は、この要綱の実施の日以後に改正前の第6条第2項に規定する申請の期限（以下「申請期限」という。）が到来する不妊治療に係る助成金の交付について適用し、同日前に申請期限が到来した不妊治療に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第2号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第2号様式に相当

する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある助成金の交付について適用し、同日前に申請のあった助成金の交付については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、申請書に記載された助成対象期間の末日がこの要綱の実施の日（以下「実施日」という。）以後の日である申請について適用し、当該助成対象期間の末日が実施日前の日である申請については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第2号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第2号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年8月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第2号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第2号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年10月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある助成金の交付について

適用し、同日前に申請のあった助成金の交付については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市不妊不育治療費助成金交付要綱の規定は、申請書に記載された治療に要した期間の末日がこの要綱の実施の日（以下「実施日」という。）以後の日である申請について適用し、当該治療に要した期間の末日が実施日前の日である申請については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第2号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第2号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年7月14日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市不妊不育治療費助成金交付要綱の規定は、申請書に添付された上越市不妊不育治療費助成金受診等証明書に記載された治療に要した期間の末日がこの要綱の実施の日（以下「実施日」という。）以後の日である申請について適用し、当該治療に要した期間の末日が実施日前の日である申請については、なお従前の例による。

- 3 前項の場合において、治療に要した期間の末日が実施日前の日である申請は、改正前の第5条第2項中「2年以内」とあるのは、「2年以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日まで」と読み替えて同項の規定を適用する。

別表第1（第4条、第6条関係）

不妊不育治療の区分	助成対象経費
生殖補助医療（医療保険各法の適用を	市内に住所を有する期間に受けた不妊治療に要する費

受けるものに限る。)及び当該生殖補助医療と組み合わせて行う先進医療	費用における自己負担額(医師が治療に要する期間として必要と認める期間に治療を受けたものに限る。)
生殖補助医療(医療保険各法の適用を受けないものに限る。)、先進医療(前項に掲げる先進医療を除く。)及び一般不妊治療	市内に住所を有する期間に受けた不妊治療に要する費用における自己負担額(治療に要した期間の初日から起算して1年が経過する日までの間に治療を受けたものに限る。)
不育治療	市内に住所を有する期間に受けた不育治療に要する費用における自己負担額(治療に要した期間の初日から起算して1年が経過する日までの間に治療を受けたものに限る。)

別表第2(第5条関係)

不妊不育治療の区分	助成率	回数
生殖補助医療(医療保険各法の適用を受けるものに限る。)及び当該生殖補助医療と組み合わせて行う先進医療	10分の10	無制限
生殖補助医療(医療保険各法の適用を受けないものに限る。)、先進医療(前項に掲げる先進医療を除く。)及び一般不妊治療	2分の1	交付の対象となる治療に要した期間の初日が属する年度につき1回
不育治療	2分の1	交付の対象となる治療に要した期間の初日が属する年度につき1回

第1号様式（第6条関係）

上越市不妊不育治療費助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

次のとおり上越市不妊不育治療費助成金の交付を受けたいので、申請します。

申 請 者	フリガナ 氏 名				
	生年月日	年 月 日（ 歳）			
	住 所				
	連絡先電話番号	（ ）			
	加入医療保険 保険者名		受給者氏名		
		被保険者氏名			
不妊不育治療の区分		交付を受けようとする助成金の額			
生殖補助医療（保険適用）及び当該生殖補助医療と 組み合わせて行う先進医療		円			
生殖補助医療（保険適用外）、先進医療（生殖補助 医療（保険適用）と組み合わせて行う先進医療を除 く。）及び一般不妊治療		円			
不育治療		円			
合計		円			
振 込 先	金融機関名			支店名	
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号		
	口座名義人 (カタカナで記入)				

添付書類

- 1 不妊不育治療費助成金受診等証明書（第2号様式）
- 2 医療機関が発行した領収書及び診療明細書の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

上越市不妊不育治療費助成金受診等証明書

（宛先）上越市長

医療機関証明欄			
治療を受けた人の氏名			
生殖補助医療（保険適用）及び当該生殖補助医療と組み合わせて行う先進医療	治療に要した期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	治療に要した費用のうち自己負担額		円
生殖補助医療（保険適用外）、先進医療（生殖補助医療（保険適用）と組み合わせて行う先進医療を除く。）及び一般不妊治療	治療に要した期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	治療に要した費用のうち自己負担額		円
不育治療	治療に要した期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	治療に要した費用のうち自己負担額		円
上記のとおり証明します。 年 月 日			
医療機関		所在地 名称 主治医氏名	㊟
調剤薬局証明欄			
生殖補助医療（保険適用）及び当該生殖補助医療と組み合わせて行う先進医療	治療に要した期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	治療に要した費用のうち自己負担額		円
生殖補助医療（保険適用外）、先進医療（生殖補助医療（保険適用）と組み合わせて行う先進医療を除く。）及び一般不妊治療	治療に要した期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	治療に要した費用のうち自己負担額		円
不育治療	治療に要した期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	治療に要した費用のうち自己負担額		円
上記のとおり証明します。 年 月 日			
調剤薬局		所在地 名称 代表者氏名	㊟

第3号様式（第7条関係）

上越市不妊不育治療費助成金交付 ^{決定} 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった上越市不妊不育治療費助成金の交付について、
と お り 決 定 したので通知します。
次の 理由により申請を却下

決定	助 成 額	円
	振 込 先	
	振込予定日	年 月 日
却下	理 由	

第1号様式 (第6条関係)

第2号様式 (第6条関係)

第3号様式 (第7条関係)